随意契約締結結果の内容及び理由書	
契約担当課	協働推進課
件名	野洲市コミュニティバス車両再リース業務
場	野洲市 小篠原 地先
概    要	野洲市コミュニティバス運行のための再リース業務
履行期間	令和3年11月25日 から 令和4年11月24日 まで 令和3年12月21日 から 令和4年12月20日 まで 令和4年1月25日 から 令和5年1月24日 まで 令和4年2月22日 から 令和5年2月21日 まで
契約締結日	令和3年 7月 9日
契約金額	金 616,000 円(4台分月額消費税及び地方消費税含む)
契約の相手方	滋賀トヨタ自動車株式会社守山店 店長 谷 亮人
所 在 地	滋賀県守山市播磨田1066番地4
契約の相手方の 選 定 理 由	コミュニティバス車両4台がリース期間の満了を迎えます。その車両を再度1年間 継続して使用するため、リース会社である滋賀トヨタ自動車株式会社守山店に依頼 するため。
根拠規定	<ul> <li>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○)</li> <li>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</li> <li>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</li> <li>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</li> <li>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</li> <li>(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</li> <li>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</li> </ul>